



事務連絡
令和4年5月23日

一般社団法人鳥取県労働基準協会
会長 殿

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）

平素より労働行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から関係団体に対して令和4年5月18日付け基安化発0518第1号により通達が発出されました。

改正の内容は、現場で参照しやすいように通達の内容をマニュアル形式に整え直すことを目的に、従来2本の通達により示されていた塗膜の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止対策を1本にまとめ、湿式作業と乾式作業の各作業別に留意事項を確認できるように変更したものであり、従来の通達で示されてきた健康障害防止対策の内容自体に変更はありません。

つきましては、事業者において塗膜の剥離やかき落とし作業における健康障害防止対策が適切に履行されますように、傘下会員等関係事業者に対する別添の通達の周知にご協力をお願いいたします。

なお、塗膜の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止対策に係る周知用のパンフレットも同封いたしますので周知の際にご活用ください。

